

令和5年度

労働行政の とりくみ

誰もが安心して将来に
希望を持って働くために!



新潟労働局

労働基準監督署・ハローワーク



令和5年度 新潟労働局は 以下の項目を重点的に取り組みます

1 労働者が安心して働くことができる職場環境づくり

- (1) 長時間労働の抑制 (P.1)
- (2) 労働条件の確保・改善対策の推進 (P.1)
- (3) 労働者の安全と健康確保対策の推進 (P.2)
- (4) 最低賃金制度の適切な運営 (P.3)
- (5) 労災補償の適正な実施 (P.4)
- (6) 労働保険適用徴収の適正な運営 (P.4)

2 オンラインによる職業紹介の推進と多様な人材の活躍促進

- (1) 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化に向けた対応 (P.5)
- (2) 新規学卒者等に対する就職支援 (P.6)
- (3) 就職氷河期世代の活躍支援 (P.6)
- (4) 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援 (P.7)
- (5) 高齢者の就労・社会参加の促進 (P.8)
- (6) 障害者の就労促進 (P.9)

3 誰もが働きやすい活力ある雇用環境の整備

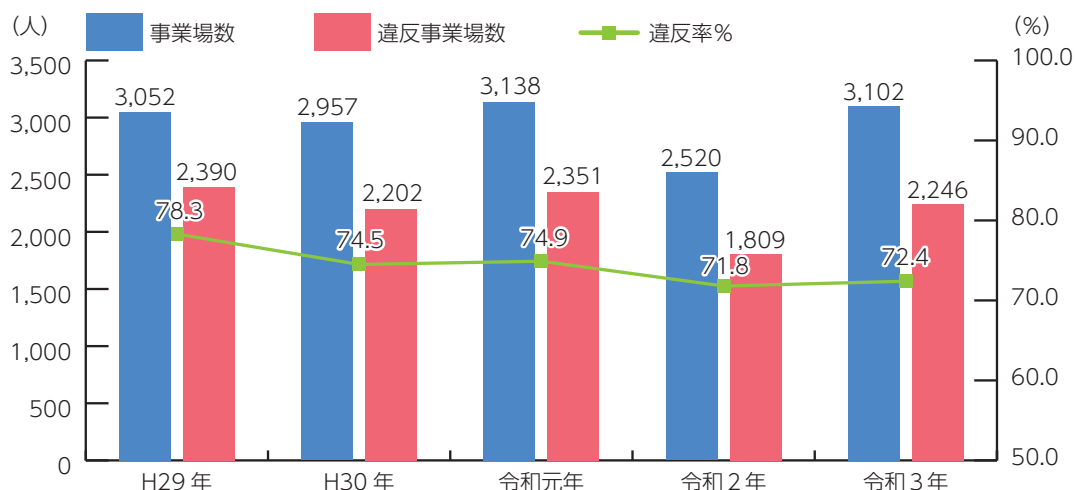
- (1) 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進及び雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組）
(P.10)
- (2) 総合的なハラスメント対策の推進 (P.11)

労働者が安心して働くことができる職場環境づくり

1 長時間労働の抑制

- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えと考えられる事業場及び長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する重点的な監督指導を引き続き実施します。
- 時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）が届けられた場合に、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」等に基づき、必要な指導を行います。
- 過労死等防止啓発月間である11月を「過重労働解消キャンペーン」月間として過重労働の解消に向けた各種の取組を集中的に行うとともに、民間団体と連携して「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、県民に対する周知・啓発を図ります。
- 時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業について、関係機関と連携し、労働時間短縮等に向けた支援を行います。

定期監督等実施状況



2 労働条件の確保・改善対策の推進

- 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であることから、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては司法処分も含め厳正に対処します。
- 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされているところであり、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知・徹底するとともに、指導時に当該ガイドラインに基づいて労働時間管理が適正に行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。
- 技能実習生や特定技能外国人などの外国人労働者及び自動車運転者など特定の職種等における労働条件確保・改善のため、指導を通じた労働基準関係法令の遵守や事業主に対する啓発・指導を推進するとともに、関係機関との相互通報制度を確実に運用します。

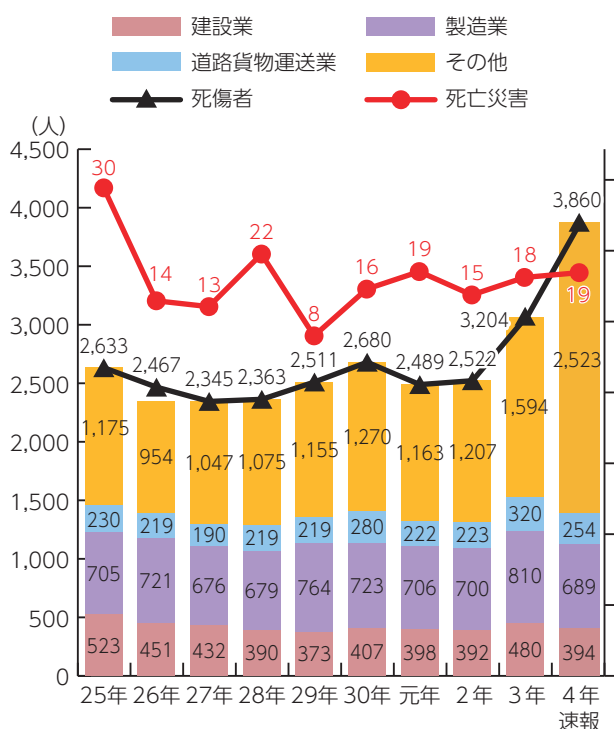
3 労働者の安全と健康確保対策の推進

(1) 労働災害の防止対策

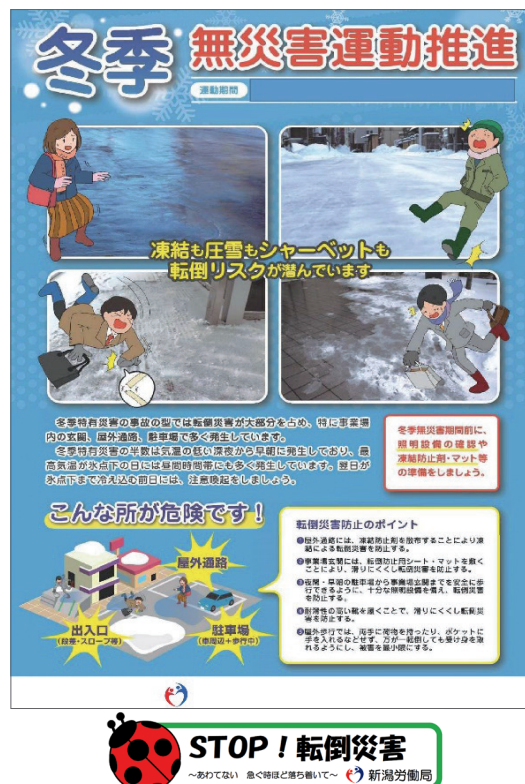
第14次労働災害防止計画の目標達成に向けて、製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策、建設業における「墜落・転落」災害防止対策及び陸上貨物運送業における荷役作業時の荷台からの「墜落・転落」災害防止について重点的に取り組みます。

また、令和4年に設立した新潟小売業・社会福祉施設SAFE協議会において、それぞれの業種において課題となっている転倒災害防止、腰痛防止などへの取組に成果が得られるよう活動を促進します。

死亡・休業4日以上の死傷者数の推移



冬季無災害運動のリーフレット



(2) 健康確保対策

●職場における新型コロナウイルス感染防止対策の推進

「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した取組を促進します。

●メンタルヘルス対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導を行います。

●化学物質等による健康障害防止対策

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のために引き続き周知を図ります。

また、労働者の化学物質ばく露防止に向け、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテスト（保護マスクの密着テスト）の円滑な導入に向けた周知を行います。

(3) 個人事業主に対する安全衛生対策の推進

令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日から施行されるため、事業場に対して広く周知・啓発を図ります。

(4) 治療と仕事の両立支援

新潟県地域両立支援対策チームにおいて、令和4年度に策定した計画に基づき、取組を推進します。



安全衛生優良企業公表制度

検索



安全衛生優良企業制度のマーク

4 最低賃金制度の適切な運営

(1) 新潟地方最低賃金審議会の円滑な運営

物価の高騰などの経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、充実した審議が尽くされるように新潟地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

(2) 最低賃金額の周知及び履行確保

改定された最低賃金について、地方公共団体等の広報誌への掲載はもとより、最低賃金ポスターデザインコンテストの受賞作品によるポスターを活用した周知・広報に取り組みます。また、外国人労働者が増加していることを踏まえ、最低賃金の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、モンゴル語、ミャンマー語、タイ語、ネパール語、カンボジア語）リーフレットを作成し、外国人受入団体や各労働基準監督署及び各公共職業安定所に配布し、周知を図ります。

さらに、最低賃金違反のおそれがある業種等を重点に、最低賃金が確実に遵守されるよう監督指導に努めます。



5 労災補償の適正な実施

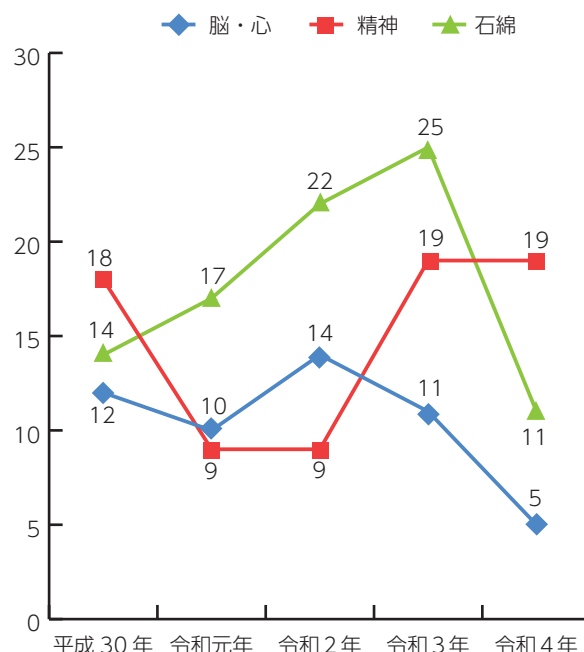
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、本省通達に基づき迅速かつ的確な調査及び決定を行います。また、労働者等から相談があった場合には親切丁寧に対応するとともに、集団感染が発生した事業場が確認された場合等においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼します。

(2) 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底

労災補償業務の、基本的な事務処理を確実に実施し、迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理に努めます。また、精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患をはじめとする複雑困難な労災請求事案については、労働基準監督署と労働局が連携し、迅速な事務処理に努めます。さらに、過労死等に係る労災請求については、労災部署と監督・安全衛生部署と情報共有し、適切な対応に努めます。

複雑困難事案請求件数の推移



6 労働保険適用徴収の適正な運営

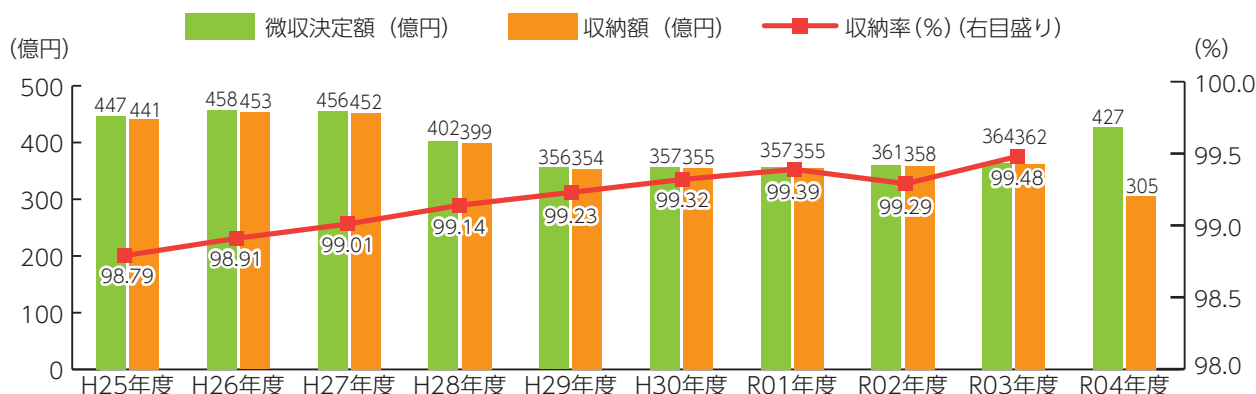
(1) 労働保険未手続事業一掃対策の推進

費用負担の公平性を図る観点から、労働保険加入促進業務の受託団体等と連携を図り、積極的に未手続事業の解消に努めます。

(2) 労働保険料等の適正徴収

事業主等に対して、適切な申告・納付をしていただくために、労働保険料等の電子申請の利用促進を図るとともに、口座振替制度等労働保険制度の積極的な周知に努めます。

労働保険料の徴収決定額・収納額・収納率の推移



オンラインによる職業紹介の 推進と多様な人材の活躍促進

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

●「人への投資」各種施策の推進

「人への投資」を加速化させるため、以下の各種施策を積極的に推進します。

○人材開発支援助成金に係る一層の認知度の向上

新たに創設された「人への投資促進コース」の積極的な勧奨による活用促進を図り、企業における従業員教育、学び直しやデジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援を行うとともに、「事業展開等リスクリング支援コース」の活用促進を図り、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主を支援します。

○人材の有効な活用を通じた生産性の維持・向上の促進

在籍型出向は労働者の雇用を支えつつ、人材の有効な活用を通じてキャリアアップ・能力開発にも効果があることから、公益財団法人産業雇用安定センター等の関係機関と連携して産業雇用安定助成金を活用した事業主支援に取り組みます。

○公的職業訓練の積極的な受講促進

デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了までのきめ細かな個別・伴奏型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

●オンライン化に即した職業紹介の充実・強化

ハローワークインターネットサービスのオンライン機能を活用し、求職者の就職支援・求人者の充足支援を行います。また、オンラインによる職業相談等により、就職支援・充足支援の充実・強化を図ります。

ハローワークインターネットサービスを通じて、オンラインによる求職登録、
職業紹介や求人申込みなど、様々なサービスが利用可能です。
(利用にはマイページの開設が必要です)。

求職者マイページのホーム画面（イメージ）

求人者マイページホーム画面（イメージ）

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

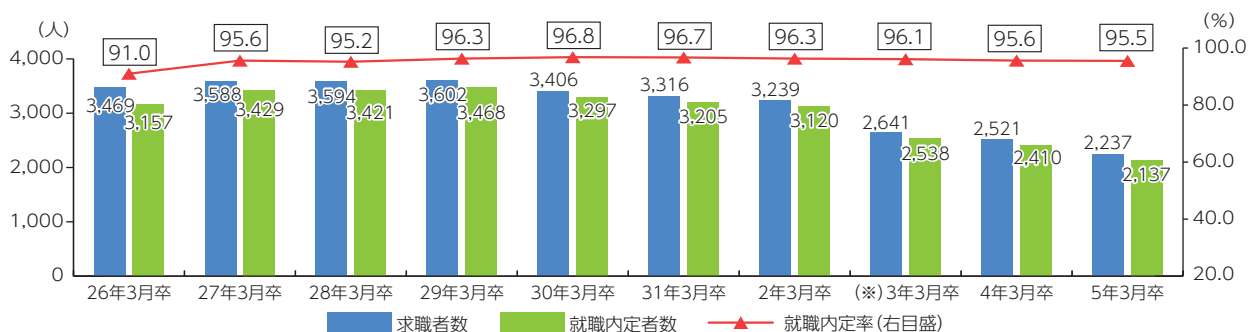


2 新規学卒者等に対する就職支援

(1) 新規学卒者等に対する就職支援

新潟新卒応援ハローワーク及び県内ハローワークでは、大学、専門学校、高等学校等と緊密に連携を取りながら、就職支援ナビゲーターを中心に、対面による個別相談のほか、オンラインも活用した個別就職相談や出張相談の実施、各種セミナーや就職ガイダンスの開催により、学生・生徒の就職を支援します。

高等学校卒業予定者の求人・求職・就職内定状況の推移（令和4年12月末現在）



(2) 「ユースエール認定企業」の普及拡大と周知

中小企業と学生のマッチングをより強化するため、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業である「ユースエール認定企業」のさらなる普及・拡大に努めます。



ユースエール認定制度

検索

(3) 「にいがた暮らし・しごと支援センター」との連携強化による県内雇用促進

東京都内に設置されている「にいがた暮らし・しごと支援センター」を中心に新潟県との連携を強化し、県外大学へ進学している大学卒業予定者等のUターンを促進します。

3 就職氷河期世代の活躍支援

就職氷河期世代（30代半ばから50代半ばの方）の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から就労や社会参加に向けた支援を行う上で配慮すべき様々な事情を抱えている方がおられます。

そのため、一人ひとりに合った支援メニューを構築し、活躍の機会が広がるよう積極的な支援を行います。

主な支援対象者 ○不安定な就労状態にある方 ○長期にわたり無業の状態にある方 ○社会とのつながりを作り、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方	主な取組 ○ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム支援による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴奏型支援 ○就労体験を通して職業理解を深めるための職場実習・体験機会の提供 ○就職氷河期世代の失業等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等 ○地域若者サポートステーションにおいて、ハローワークの専門窓口や関係機関とネットワークを構築しながら継続的な支援 ○一人ひとりにつながる積極的な支援 ○地域ごとのプラットフォームの形成及び活用
--	---

支援の
活躍の

希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等、就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々の状況に応じた支援により活躍の場を広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で集中的な支援に取り組めます。

4 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

(1) フリーター等の正社員就職の促進

正社員を目指すフリーター等に対し、就職支援ナビゲーター等の担当者制による職業相談や就職活動に資する各種セミナー、職場定着に係るセミナーなどを行う「若者ステップアッププログラム」により、就職支援を図るほか、トライアル雇用制度、各種助成金等を活用し、正社員就職を推進します。また、「ジョブカフェ」が実施するキャリアコンサルティング等の支援メニューを積極的に活用し就職支援を行います。

(2) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援

若年無業者等の自立支援については、「地域若者サポートステーション」との連携により、社会人として必要な基礎的な能力の養成を含めた相談支援、職業意識形成及び就労意欲の向上を図り、若年無業者への支援を行います。

(3) 求職者支援制度による再就職支援

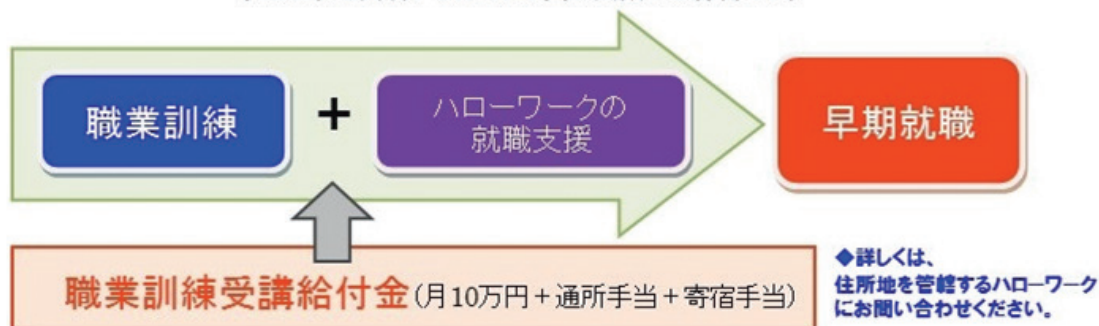
正社員への転換や社内で正社員転換を目指す方、やむを得ず離職された方など、主に雇用保険を受給できない方が、就職に必要な技能や知識を身につけて早期の再就職ができるよう、求職者支援制度を活用した公的職業訓練の受講あっせんを行い、訓練受講給付金による訓練受講中の生活を支援しながら就職活動をサポートします。

(求職者の方へ)

雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

求職者支援制度があります！

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。



- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料*で受講できます。
- 訓練期間中も訓練修了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。
- 一定要件を満たせば、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

【新潟労働局・新潟ワークナビ・職業訓練(ハロートレーニング)】
https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/banner/_120552.html



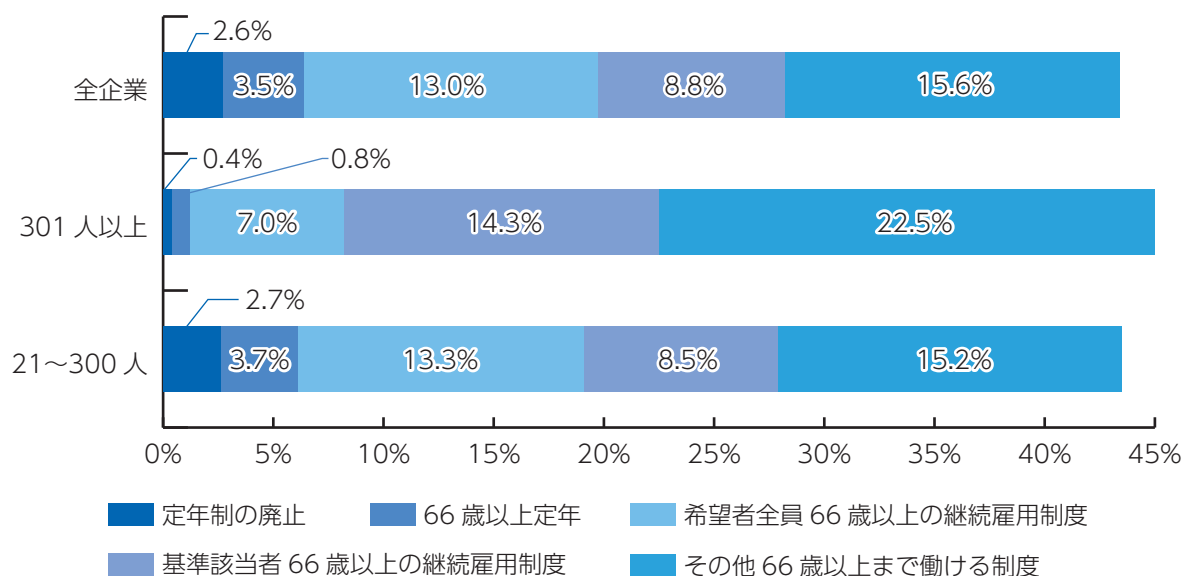
厚生労働省・新潟労働局・ハローワーク

5 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 66歳以上の定年延長や65歳を超えて働ける継続雇用制度の導入促進

65歳までの雇用確保を基盤としつつ、66歳以上への定年年齢の引上げや65歳を超えて働ける継続雇用制度の導入等、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする改正高齢者雇用安定法に則した周知・啓発を更に加速し、働く意欲のある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる生涯現役社会の実現に向けた環境整備を図ります。

66歳以上まで働ける制度のある企業の状況



〔令和4年 高齢者雇用状況報告〕

(2) 高齢者に対する再就職支援の強化

65歳以上の求職者が増加傾向にあることから、高齢者の相談窓口「生涯現役支援窓口」を県内8所に設置し、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、求職者担当者制による効果的な職業相談・職業紹介等を行います。

また、シルバー人材センター事業と連携し、高齢者個々の持つ様々なニーズに対応した就業機会の安定的な確保や提供を図ります。

求職者の皆さまへ

シニア世代のための就職相談窓口

「生涯現役支援窓口」のご案内

65歳以上の方を、重点的に支援します！

全国300カ所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設け、再就職などを目標とする60歳以上の方を対象に、各種サービスを行っています。

「生涯現役支援窓口」の主な特長

特長1 シニア世代の方の採用に意欲的な企業の求人情報を提供します。

経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対し、ご本人のニーズに応じた求人開拓を行います。

特長2 多様な就業ニーズなどに応じた情報を提供します。

ご本人の就業ニーズなどに応じて、シルバー人材センターをはじめとする関係機関の相談窓口について情報を提供します。

特長3 シニア世代の方に適した、各種ガイダンス・職場見学等を実施します。

履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方、求職活動の方法などに関して、シニア世代の方に適したガイダンスを実施します。また、就労のきっかけとなる職場見学、職場体験、各種セミナー等を実施します。

◆ ガイダンス、職場見学等は、事前の予約が必要な場合があります。

◆ 「生涯現役支援窓口」の設置場所については、次ページの「生涯現役支援窓口」を開設しているハローワーク一覧を参照してください。

◆ 詳しいご利用時間については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL040316高01

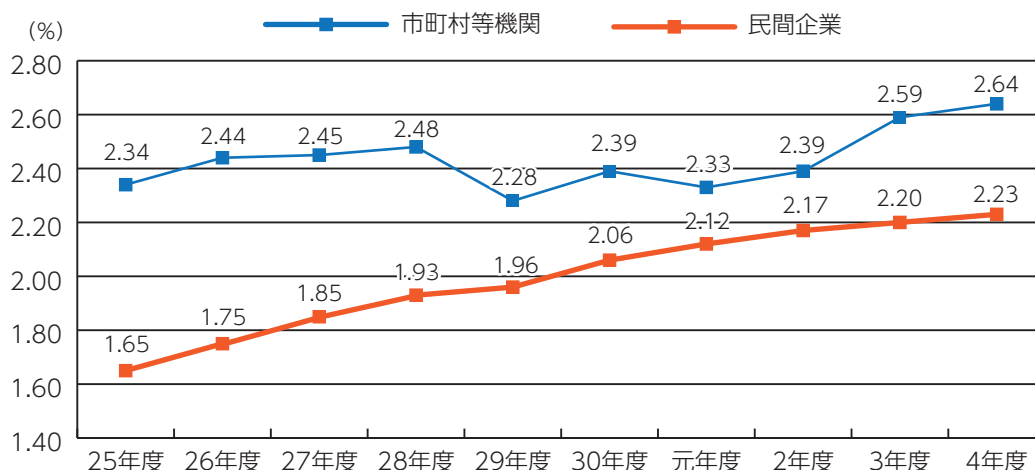
6 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している中小企業等に対して、関係就労支援機関と連携してチーム支援等を実施し、各企業等の状況に応じた雇入れ支援を行います。

また、新潟県、新潟市、経済団体及び関係機関が、新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームとして一体的に連携し、障害者の雇用促進に取り組みます。

障害者実雇用率の推移



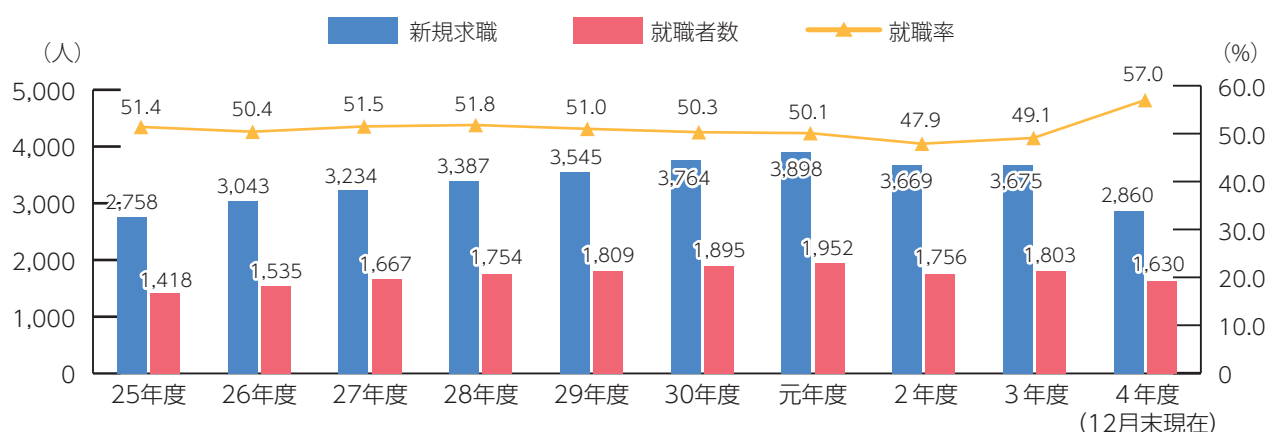
※「障害者雇用状況報告」

※市町村等機関の実雇用率に係る平成29年度以降の数値は、障害者雇用数の再点検を行った結果を反映している。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

多様な障害特性に対応し、的確かつきめ細やかな職業相談・職業紹介を行うとともに、地域の関係機関と連携し、就職準備から職場定着まで一貫したチーム支援を行うなど、就労支援を推進します。

障害者の職業紹介の推移



(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

障害特性に応じた個別支援、職場適応支援者による職場定着支援に取り組みます。

また、障害に対する理解促進を図るための研修等を行います。

誰もが働きやすい活力ある 雇用環境の整備

1

女性活躍・男性の育児休業取得等の促進及び 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 女性活躍推進法のための行動計画に基づく企業の取組支援

- 令和4年7月8日から女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の情報公表が義務化された301人以上の企業に、情報公表が着実に進むよう、個別の周知、指導等を行います。
- 平均残業時間、年次有給休暇取得率、育児休業取得率など各企業の働き方に関する様々な情報を集約した、「女性活躍推進データベース」の登録・活用を促し、就職活動に役立つ情報として学生を始めとした求職者の利用を促進します。
- 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業への「(プラチナ)えるぼし認定」について、周知を図り、多くの企業が認定を目指した取組を進めるよう促進します。

女性活躍推進企業認定マーク

「えるぼし」



〈1段階目〉

〈2段階目〉

〈3段階目〉



QRコード



スマホでも

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- 産後パパ育休（出生時育児休業制度）や、育児休業の分割取得及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等の周知、指導とともに両立支援等助成金の利用勧奨を行い、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備に向けて企業の取組を支援します。

女性の活躍推進企業データベース

検索

子育てサポート企業認定マーク



「くるみん」



「プラチナくるみん」

くるみんマーク

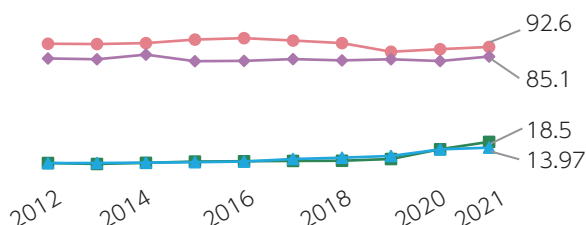
検索

えるぼし・くるみん 認定通知書交付の様子



育児休業取得率の推移

■新潟県(男性) ■新潟県(女性) ▲全国(男性) ▼全国(女性)



(3) 同一労働同一賃金の遵守に向けた取組支援

- 正社員と短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者との間の不合理な待遇差の改善（同一労働同一賃金）を図るため、監督署と連携し対象企業に対する指導等を行います。

2 総合的なハラスメント対策の推進

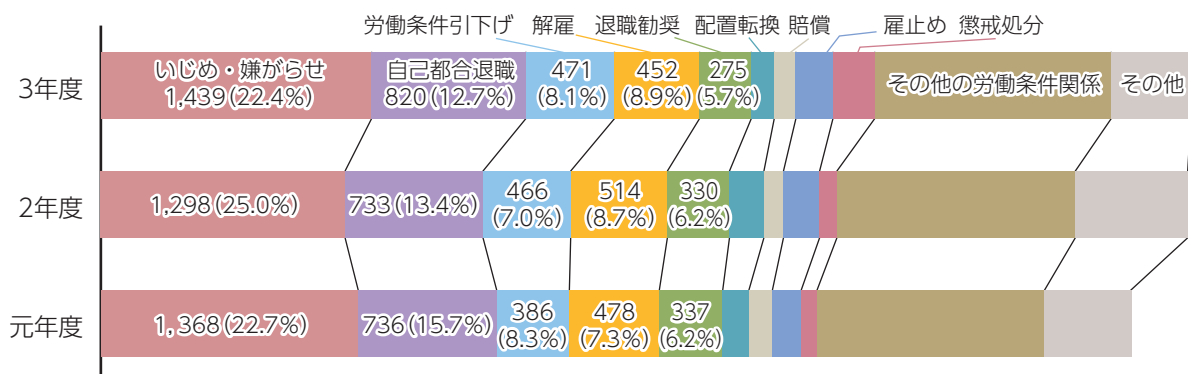
- 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに、働く人の能力発揮の妨げになるものであり、これらハラスメントは複合的に生じることも多いことから、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。
- 令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づき全ての企業においてパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、様々なハラスメントに対する防止措置等に関する各種説明会を開催するほか、計画的な指導の実施により同法の周知を行います。
- 職場におけるハラスメント防止対策を講じていない企業や、法違反が疑われる企業に対しては、是正に向けた指導を行います。
- 職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間（12月）」を中心に、集中的な周知・啓発を行います。



明るい職場応援団

検索

個別労働紛争相談件数の推移



新潟労働局の組織と主な内容

新潟労働局

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館

●総務部

総 務 課	総務、人事、会計、情報公開など	TEL 025 (288) 3500	FAX 025 (288) 3512
徴 収 課	労働保険の適用・徴収など	TEL 025 (288) 3502	FAX 025 (288) 3514

●雇用環境・均等室

雇用環境・均等室	総合的施策の企画、働き方改革の推進、雇用環境の改善・均等の推進、各種助成金制度など	TEL 025 (288) 3501	FAX 025 (288) 3518
----------	---	--------------------	--------------------

●労働基準部

監 督 課	事業場に対する監督指導、司法事件の捜査など	TEL 025 (288) 3503	FAX 025 (288) 3515
賃 金 室	最低賃金、最低工賃の決定、賃金制度に関する指導など	TEL 025 (288) 3504	FAX 025 (288) 3515
健 康 安 全 課	労働者の健康・安全の確保など	TEL 025 (288) 3505	FAX 025 (288) 3516
労 災 補 償 課	労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策など	TEL 025 (288) 3506	FAX 025 (288) 3516

●職業安定部

職 業 安 定 課	求職者・若年者の雇用対策、雇用保険給付など	TEL 025 (288) 3507	FAX 025 (288) 3517
職 業 対 策 課	高齢者・障害者等の雇用対策、各種助成金など	TEL 025 (288) 3508	FAX 025 (288) 3517
訓 練 課	職業訓練制度、生活困窮離職者等に対する就職支援など	TEL 025 (288) 3509	FAX 025 (288) 3517
需給調整事業室	労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出など	TEL 025 (288) 3510	FAX 025 (288) 3517

労働基準監督署

名 称	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
新 潟	〒950-8624 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 2 階	方 面 係 025 (288) 3572 安全衛生課 025 (288) 3573 労 災 課 025 (288) 3574	025 (288) 3575	新潟市（秋葉区・南区を除く）
長 岡	〒940-0082 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎 7 階	方 面 係 0258 (33) 8711 安全衛生課 0258 (87) 3312 労 災 課 0258 (87) 3313	0258 (33) 8713	長岡市（旧川口町を除く）、 柏崎市、出雲崎町、刈羽村
上 越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎 3 階	方 面 係 025 (524) 2111 安全衛生課 025 (542) 2902 労 災 課 025 (542) 2903	025 (524) 2964	上越市、糸魚川市、妙高市
三 条	〒955-0055 三条市塚野目2-5-11	0256 (32) 1150	0256 (32) 1153	三条市、加茂市、燕市、見 附市、弥彦村、田上町
新発田	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎 3 階	0254 (27) 6680	0254 (27) 6715	新発田市、村上市、阿賀野 市、胎内市、聖籠町、関川 村、粟島浦村
新 津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎 3 階	0250 (22) 4161	0250 (22) 4162	新潟市のうち秋葉区・南区、 五泉市、阿賀町
小 出	〒946-0004 魚沼市大塚新田87-3	025 (792) 0241	025 (792) 4217	長岡市のうち旧川口町、小 千谷市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町
十日町	〒948-0073 十日町市稻荷町2-9-3	025 (752) 2079	025 (752) 3864	十日町市、津南町
佐 渡	〒952-0016 佐渡市原黒333-38	0259 (23) 4500	0259 (23) 4502	佐渡市

※総合労働相談コーナーは新潟労働局雇用環境・均等室、各労働基準監督署に設置してあります。

ハローワーク

名 称	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
新 潟	〒950-8532 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 1、2 階	025 (280) 8609	025 (288) 3590	新潟市（秋葉区・南区・西蒲区を除く）
長 岡	〒940-8609 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎 2 階	0258 (32) 1181	0258 (34) 4844	長岡市（旧川口町を除く）
小千谷出張所	〒947-0028 小千谷市城内2-6-5	0258 (82) 2441	0258 (83) 2836	小千谷市、長岡市（旧川口町）
上 越	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎 1、2 階	025 (523) 6121	025 (522) 3148	上越市（板倉区・中郷区を除く）
妙 高出張所	〒944-0048 妙高市下町9-3	0255 (73) 7611	0255 (72) 3871	妙高市、上越市のうち板倉区・中郷区
三 条	〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10	0256 (38) 5431	0256 (38) 1729	三条市、加茂市、見附市、田上町
柏 崎	〒945-8501 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎 1、2 階	0257 (23) 2140	0257 (22) 9932	柏崎市、刈羽村、出雲崎町
新発田	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎 1、2 階	0254 (27) 6677	0254 (27) 6670	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新 津	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎 1、2 階	0250 (22) 2233	0250 (22) 7925	新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市、阿賀町
十日町	〒948-0004 十日町市下川原町43	025 (757) 2407	025 (752) 6402	十日町市、津南町
糸魚川	〒941-0067 糸魚川市横町5-9-50	025 (552) 0333	025 (552) 7129	糸魚川市
巻	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087	0256 (72) 3155	0256 (72) 8348	新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村
南魚沼	〒949-6609 南魚沼市八幡20-1	025 (772) 3157	025 (772) 8259	南魚沼市、湯沢町
小 出出張所	〒946-0021 魚沼市佐梨682-2	025 (792) 8609	025 (792) 0752	魚沼市
佐 渡	〒952-0011 佐渡市両津夷269-8	0259 (27) 2248	0259 (23) 3339	佐渡市
村 上	〒958-0033 村上市緑町1-6-8	0254 (53) 4141	0254 (53) 5229	村上市、関川村、粟島浦村

ハローワークの付属施設

ハローワーク新潟ときめきしごと館・若者しごと館 〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル	TEL 025 (240) 4510	FAX 025 (241) 8610
新潟新卒応援ハローワーク 〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル 2 階	TEL 025 (241) 8609	FAX 025 (247) 3787
ハローワークプラザ長岡 〒940-0062 長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター 3 階	TEL 0258 (34) 8010	FAX 0258 (34) 8821
ハローワークプラザ上越 〒943-0832 上越市本町3-4-1 チャレンジショップCEN-VAN 2 階	TEL 025 (523) 0453	FAX 025 (526) 0544
ワークセンター栃尾 〒940-0233 長岡市栃尾宮沢1765 長岡市栃尾産業交流センター「おりなす」 2 階	TEL 0258 (52) 2333	FAX 0258 (52) 2409
五泉しごと館 〒959-1692 五泉市太田1092-1 五泉市福祉会館内 1 階	TEL 0250 (43) 3911	FAX 0250 (43) 5910
燕市地域職業相談室 〒959-0232 燕市吉田東栄町14-12 燕市吉田産業会館内	TEL 0256 (94) 7055	FAX 0256 (92) 5610



■新潟労働局 ホームページ
■新潟労働局 SNS
へのアクセスは、こちらから▼



◀HP



◀Youtube



◀LINE



◀Twitter